

丸亀市監査委員公表第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により執行した財政援助団体への監査結果を同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表する。

平成 19 年 8 月 21 日

丸亀市監査委員 大岡 正典

丸亀市監査委員 高木 康光

監査対象団体 財団法人 丸亀市体育協会

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 18 年度に支出した「財団法人 丸亀市体育協会」への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 19 年 6 月 22 日から 7 月 12 日
- 4 監査執行日 平成 19 年 7 月 13 日
- 5 補助金等の概要

補 助 金 等 の 名 称	補 助 金 額
丸亀市体育協会活動推進補助金	2,115,000 円
丸亀市体育協会事業補助金	1,468,000 円
地域スポーツ大会開催補助金	550,000 円
各種スポーツ大会開催補助金	700,000 円
市内各校区町民運動会開催補助金	980,000 円
スポーツ少年団体育成補助金	450,000 円
2006 年丸亀オープン水泳競技大会補助金	100,000 円
丸亀市体育協会補助（派遣人件費）事業	9,389,733 円
合 計	15,752,733 円

6 監査対象団体の概要

(1) 事業の目的

丸亀市における体力づくり活動の振興とスポーツの普及を図り、もって市民の健全な心身の発達に寄与することを目的とする。

(2) 事業の概要

- ア スポーツ、体力づくり活動に関する行事の実施及び協力
- イ スポーツの普及奨励及び助成
- ウ スポーツ指導者の養成
- エ スポーツ功労者の表彰
- オ 市民体育振興、体育施設及び競技運営に関する調査研究
- カ 丸亀市からの委託を受けて行う体育施設の管理運営
- キ その他目的達成に必要な事業

(3) 事務所所在地

丸亀市金倉町 924 番地の 1 丸亀市民体育館内

(4) 組織

会長、副会長、理事 12 名、監事 2 名、評議員 46 名、地域体育団体 17 支部、種目別競技団体 26 団体、体育協会婦人部 17 支部、スポーツ少年団 72 団体、事務局

## (5) 役員等

会長 1 名、副会長若干名、理事 12 名、監事 2 名、評議員 46 名、名誉会長、顧問若干名

## 7 監査の項目及び着眼点

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符号するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

上記事項について、関係帳票、証書類との照合その他通常実施すべき監査手続きを実施した。

## 8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る出納その他の事務は、補助目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

(1) 時間外勤務手当については、予算超過を防ぐため全員一律に年間を通して通常単価の 100 分の 100 を支給しているが、労働基準法第 37 条第 1 項では「労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 2 割 5 分以上 5 割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。」と規定されているので、直ちに改善する必要がある。

(2) 財団法人丸亀市体育協会寄附行為第 19 条で常務理事 1 名を置くこととなっているが、現在常務理事は欠員となっている。そのため、処務規程第 6 条に定められている常務理事の専決事項については、会長決裁となるべきところを副会長が決裁しているので改める必要がある。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

## 9 意見

(1) 常務理事の選任については、寄附行為との整合性を図るためにも必要であると考えるが、補助事業の適正な執行を確保する観点から、常務理事の選任も含め、事務処理体制の見直しをするよう指導していただきたい。

- ( 2 ) 各施設に共通する業務については、纏めて発注し、一括契約することにより経費の削減に努めるよう指導していただきたい。
- ( 3 ) 研修については、研修の目的及び効果を充分検討して行うよう指導していただきたい。
- ( 4 ) 補助金の適正な執行を行うために原則として立替払いは行わないこととし、後日、請求書に基づいて支出の決裁の後、支払うよう指導していただきたい。  
また、必要があるときは、支出目的や内容を明確にした支出票に基づき資金前渡の方法により支出するよう指導していただきたい。
- ( 5 ) 体育協会では備品の取り扱いは 10 万円以上としているが、貸し出しするものは備品として取り扱い、10 万円以下の物でも長期に使用できるものは備品として取り扱うよう指導していただきたい。

監査対象団体 明倫の里 城北

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 18 年度に支出した地区コミュニティ『明倫の里 城北』への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 19 年 6 月 21 日から 7 月 12 日
- 4 監査執行日 平成 19 年 7 月 13 日
- 5 補助金の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金
交付根拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱
補助目的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する
交 付 額	1,837,000 円
所 管 課	生活環境部生活課

6 監査対象団体の概要

( 1 ) 目的

城北地区地域住民の自主性と相互の信頼感に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活を目指して、うるおいのある町づくりを進めることを目的とする。

( 2 ) 事業

- ア 社会福祉増進及びコミュニティづくり
- イ 地域改善意識の向上と対策の推進
- ウ 健康づくり運動の推進
- エ 教育文化活動と健全な青少年育成の推進
- オ 啓発活動の推進
- カ 生活改善及び保健栄養思想の普及
- キ 自治会、関係機関、諸団体との連絡調整並びに諸事業に対する協力
- ク その他本会の目的達成のために必要な事業

( 3 ) 事務所所在地

丸亀市御供所町 1 丁目 5-20 丸亀市城北コミュニティセンター内

( 4 ) 会員

城北地区の住民

( 5 ) 組織

総会、役員会、7 部会（総務部・人権部・福祉部・環境部・保健部・体育部・広報部）、特別委員会、事務局

## (6) 役員等

会長 1 名、副会長 7 名、会計 1 名、監事 2 名、事務局長 1 名、書記 2 名

## 7 監査方法

地区コミュニティ『明倫の里 城北』への平成 18 年度補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

## 8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る出納その他の事務は、補助目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

- (1) 各種事業に伴う物品の購入については、補助目的を達成するために必要な物品購入であることを明らかにするため、購入目的、物品名、数量、単価等、必要事項を支出票等に明記するよう指導していただきたい。

また、各会合等において昼食等を支給した場合も、会議の内容、参加人数等、賄い経費の内訳を明確にするよう指導していただきたい。

- (2) 領収書等の証拠書類は適切に保管するため、支出票に添付する等、支出票とともに保管するよう指導していただきたい。

- (3) 補助金の適正な執行を行うために原則として立替払いは行わないこととし、後日、請求書に基づいて支出の決裁の後、支払うよう指導していただきたい。

また、必要があるときは、支出目的や内容を明確にした支出票に基づき資金前渡の方法により支出するよう指導していただきたい。

- (4) 資金前渡金の精算をするときは、領収書等の証拠書類を添付して精算票を作成し、支出票の決裁者の確認を受けること。その際、納品書又は請求書を添付する等により内容を明らかにするよう指導していただきたい。

- (5) 研修会等に伴う旅費については、支給基準を定める等により適正な執行を図るとともに、支給の内訳を明らかにするよう指導していただきたい。

- (6) 各種行事に伴う参加負担金を収入として取り扱うよう指導していただきたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

## 9 意見

コミュニティにおいては、自主性をもち地域住民の健康増進、福祉の向上、地域環境対策の推進等、地域に合った独自の活動を展開され、心ふれあう地域づくりに鋭意努力されていることは、非常に評価するものである。

事務処理等については各コミュニティ独自の方法で処理しているので、補助金交付の所管部課において、各コミュニティの実態を把握し、ある一定のルール作りを行うなど適切な助言・指導に努めていただきたい。

監査対象団体 飯山北地区コミュニティ推進協議会

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 18 年度に支出した地区コミュニティ『飯山北地区コミュニティ推進協議会』への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 19 年 6 月 21 日から 7 月 12 日
- 4 監査執行日 平成 19 年 7 月 13 日
- 5 補助金の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金
交付根拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱
補助目的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する
交 付 額	2,143,000 円
所 管 課	生活環境部生活課

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

飯山北地区住民の自主性と相互の信頼に基づく生活共同体として快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざして、心ふれあう、住みよい、豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ア まちづくりに関する啓発活動の積極的推進
- イ 地域問題の対策と解決
- ウ 地域福祉の増進及びコミュニティづくり
- エ 青少年健全育成の推進
- オ 文化活動の積極的推進
- カ 生活改善及び保健衛生思想の普及
- キ 体力の維持増進を図る諸活動の推進
- ク 心のふれあいを深める活動の推進
- ケ その他、本会の目的達成に必要な事項

(3) 事務所所在地

丸亀市飯山町川原 1112 番地 5 丸亀市飯山北コミュニティセンター内

(4) 会員

飯山北地区の住民

(5) 組織

総会、役員会、7 部会（総務部・保健福祉部・生活環境部・文化部・体育部・自主防災部・青少年健全育成部）、特別委員会、事務局

## (6) 役員等

会長 1 名、副会長 2 名、会計 1 名、書記 1 名、監事 2 名、理事若干名

## 7 監査方法

地区コミュニティ『飯山北地区コミュニティ推進協議会』への平成 18 年度補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

## 8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る出納その他の事務は、補助目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

- (1) 各種事業に伴う物品の購入については、補助目的を達成するために必要な物品購入であることを明らかにするため、購入目的、物品名、数量、単価等、必要事項を支出票等に明記するよう指導していただきたい。

また、各会合等において昼食等を支給した場合も、会議の内容、参加人数等、賄い経費の内訳を明確にするよう指導していただきたい。

- (2) 領収書等の証拠書類は適切に保管するため、支出票に添付する等、支出票とともに保管するよう指導していただきたい。

- (3) 補助金の適正な執行を行うために原則として立替払いは行わないこととし、後日、請求書に基づいて支出の決裁の後、支払うよう指導していただきたい。

また、必要があるときは、支出目的や内容を明確にした支出票に基づき資金前渡の方法により支出するよう指導していただきたい。

- (4) 資金前渡金の精算をするときは、領収書等の証拠書類を添付して精算票を作成し、支出票の決裁者の確認を受けること。その際、納品書又は請求書を添付する等により内容を明らかにするよう指導していただきたい。

- (5) 研修会等に伴う旅費については、支給基準を定める等により適正な執行を図るとともに、支給の内訳を明らかにするよう指導していただきたい。

- (6) 各種行事に伴う参加負担金を収入として取り扱うよう指導していただきたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

## 9 意見

コミュニティにおいては、自主性をもち地域住民の健康増進、福祉の向上、地域環境対策の推進等、地域に合った独自の活動を展開され、心ふれあう地域づくりに鋭意努力されていることは、非常に評価するものである。

事務処理等については各コミュニティ独自の方法で処理しているので、補助金交付の所管部課において、各コミュニティの実態を把握し、ある一定のルール作りを行うなど適切な助言・指導に努めていただきたい。